

別記様式（第21条関係）
（表面）

第	号
立 入 検 査 証	
官 職	
氏 名	
上記の者は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法第19条第1項の規定により立入検査をする職員であることを証明する。	
年 月 日	
厚生労働大臣 印	

（裏面）

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（抄）
（報告及び検査）

第19条 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、受託法人等に対し、その委託を受けた業務に関し報告をさせ、又はその職員に、受託法人等の事務所に立ち入り、その委託を受けた業務に関し業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第23条 第19条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした受託法人等の役員又は職員は、20万円以下の罰金に処する。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格B列8とすること。